

平成 26 年 5 月 23 日開会

平成 26 年 5 月 23 日閉会

平成 26 年第 3 回北方町議会臨時会会議録

北方町議会

平成 26 年 5 月 23 日

平成 26 年第 3 回北方町議会臨時会会議録

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（北方町税条例及び北方町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）（町長提出）
- 第 4 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（町長提出）
- 第 5 議案第 22 号 工事請負契約の締結について（（仮）河川平和公園整備工事）（町長提出）
- 第 6 議案第 23 号 工事請負契約の締結について（町道 3 号線道路改良（第 1 工区）工事）（町長提出）
- 第 7 議案第 24 号 工事請負契約の締結について（町道 3 号線道路改良（第 2 工区）工事）（町長提出）
- 第 8 議案第 25 号 工事請負契約の変更について（町道 205 号線道路改良（第 1 工区）工事）（町長提出）
- 第 9 議案第 26 号 工事請負契約の変更について（町道 205 号線道路改良（第 2 工区）工事）（町長提出）

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 9 まで

出席議員（10 名）

1 番	杉 本	真由美
2 番	安 藤	哲 雄
3 番	安 藤	巖
4 番	鈴 木	浩 之
5 番	安 藤	浩 孝
6 番	伊 藤	経 雄
7 番	立 川	良 一
8 番	戸 部	哲 哉
9 番	井 野	勝 已
10 番	日 比	玲 子

欠席議員 な し

説明のため出席した者の職氏名

町	長	室 戸	英 夫
副 町	長	野 崎	眞 司
総 務 課	長	林	賢 二
都市環境農政課			
技 術 調 整 監		窪 田	吉 泰
住 民 保 険 課 長		山 田	潤
税 務 課 長		渡 辺	雅 尚
都市環境農政課長		奥 村	英 人

職務のため出席した事務職員の氏名

議 会 事 務 局 長		安 藤	ひとみ
書	記	恩 田	直 紀
書	記	平 川	悟

開会 午前10時30分

○議長（立川良一君） 全員協議会に引き続きまして、平成26年第3回北方町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は10人で、定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第3回北方町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（立川良一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において8番 戸部哲哉君、及び9番 井野勝己君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（立川良一君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いを。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（立川良一君） ご異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

日程第3 承認第1号から日程第9 議案第26号まで

○議長（立川良一君） 日程第3、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（北方町税条例及び北方町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）から、日程第9、議案第26号工事請負契約の締結について（町道205号線道路改良（第2工区）工事）を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（室戸英夫君） 平成26年第3回北方町議会臨時会が開催されましたところ議員各位におかれましては、なにかとご多用なところ全員の皆様のご出席をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

それでは議長の命によりまして順次ご提案を申し上げますのでよろしくお願い致します。

まず、承認第1号でございます。専決処分を求めることについてで

ございます。地方税法の一部を改正する法律が平成 26 年 3 月 31 日に公布されたことにより、平成 26 年 4 月 1 日以降に施行される関連規定について所要の整備を図るものでございます。地方自治法第 179 条第 1 項によりまして、専決処分をさせていただきましたので、同条第 3 項によってご報告をし、承認を求めるものでございます。

次に承認第 2 号でございます。これも地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が平成 26 年 3 月 31 日に公布されまして、平成 26 年 4 月 1 日に施行されることになり、議会を開催する暇がありませんでしたので、地方自治法第 179 条第 1 項及び同条第 3 項の規定によって、専決処分をさせていただきました。したがって、これをご報告させていただきまして、ご承認を求めるものでございます。

議案第 22 号でございます。工事請負契約の締結についてでございます。公園整備工事の工事請負の締結をしたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によって、議決をお願いするものでございます。内容につきましては、ひとつ契約の目的は仮称でございますけれども、河川平和公園整備工事。2 番目は契約の方法でございますが、一般競争入札を採用させていただきました。先ほど全協でご説明申し上げましたように、総合評価落札方式も採用させていただいたところがございます。3 番目に契約の金額につきましては 9,169 万 2 千円とさせていただきます。4 番目に工期についてでございますが、本契約を締結をさせていただきました日から平成 27 年 1 月 30 日までとさせていただきます。5 番目は契約の相手方につきましては、岐阜県本巣市仏生寺 639 番地 2、株式会社堀部工務店、代表取締役若原幸弘と契約しようとするものでございます。

議案 23 号でございます。同様に工事請負契約の締結についてでございます。町道の道路改良工事の工事請負契約の締結をしたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によって議決をお願いするものでございます。内容につきましては 1、契約の目的は町道 3 号線道路改良（第 1 工区）工事でございます。2 番目の契約の方法につきましては一般競争入札を採用させていただきました。3 番目の契約の金額につきましては 9,860 万 4 千円でございます。4 番目の工期につきましては本契約締結の日から平成 27 年 1 月 30 日までとさせていただきます。5 番目の契約の相手方につきましては岐阜県本巣市仏生寺 639 番地 2、株式会社堀部工務店、代表取締役若原幸弘と契約させてい

ただくものです。

議案第 24 号、同じく工事請負契約の締結についてでございます。町道の道路改良工事の工事請負契約を締結したいので地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして議決を求めるものでございます。内容につきましては、契約の目的は町道 3 号線道路改良（第 2 工区）工事でございます。2 番目、契約の方法につきましては一般競争入札とさせていただきます。3 番目の契約金額につきましては 8,424 万円となっております。4 番目の工期につきましては本契約締結の日から平成 27 年 1 月 30 日までと致しております。5 番目の契約の相手方は岐阜県本巣市海老 430 番地、杉山建設株式会社、代表取締役杉山文康と契約しようとするものでございます。

議案第 25 号、同様に工事請負契約の締結についてでございます。町道の道路改良工事の工事請負契約を締結したいので地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によって議決を求めるものでございます。内容につきましては、1 つには契約の目的でございますが、町道 205 号線道路改良（第 1 工区）工事でございます。2 番目、契約の方法につきましては一般競争入札とさせていただきます。3 番目の契約の金額は 1 億 141 万 2 千円でございます。4 番目、工期につきましては、本契約の日から平成 27 年 2 月 13 日までとさせていただきます。5 番目、契約の相手方につきましては、岐阜県瑞穂市穂積 1330 番地、株式会社松野組、代表取締役松野守男と契約することと致しております。

議案第 26 号でございます。これも工事請負契約の締結についてでございます。町道の道路改良工事の工事請負契約を締結したいので地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によって議決を求めるものでございます。内容につきましては、契約の目的として町道 205 号線道路改良（第 2 工区）工事でございます。契約の方法は一般競争入札をさせていただきます。3 番目は契約の金額でございますが、1 億 3,608 万円とさせていただきます。4 番目は工期でございますが、本契約締結の日から平成 27 年 2 月 13 日までとさせていただきます。5 番目、契約の相手方につきましては岐阜県岐阜市鹿島町 6 丁目 27 番地、株式会社市川工務店、代表取締役小川弘と契約するものでございます。

慎重なご審議をいただきまして、適切なお決定をいただけますようお願い

願い申し上げて提案説明とさせていただきます。

- 議長（立川良一君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて（北方町税条例及び北方町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を議題とします。提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

[「質疑省略」の声あり]

- 議長（立川良一君） これで質疑を終ります。これから討論を行います。日比君。

- 10番（日比玲子君） 私は承認第1号に反対討論を致します。

今回の地方税法の改正は消費税法の増税を前提とした激変緩和や景気対策のための減税措置とそれによって生じる減少分の代替えとしての増税。地方自治体の税政格差の水平調整者となる消費税を町財政の主要な財源とするためのものだと思っています。法人町民税の100分の12.3から100分の9.7引きされ、その2.6%分を国が吸い上げ、交付団体やこういうところに分けるといことでありますが、前の勉強会で聞いた時には北方町にいくら来るか分からないという事でありましたが、本当に国が吸い上げてしまっているのか疑問に思います。それから、私たち庶民としては今通ってますと3ナンバーと軽の黄色の5ナンバーが非常に多くて、5という普通乗用車が少なくなっているように感じているわけですが、そういうことで庶民の所得が低迷している、ここずっと。労働賃金が大企業なんかはこの間上げたみたいですけど、中小企業なんかは所得低迷の中で、自動車税や価格、維持費のために、大変金を払うということで、原付自動車や軽自動車税を値上げすることは如何なものかと思います。固定資産税の課税標準の2年間の延長や最新回収が行われ、一定の条件があれば2年間2分の1の減額措置がありますけども、基本としては消費税増税のために地方の財政をどうしていくかということだと思っていますので反対したいと思います。

- 議長（立川良一君） 討論を終ります。これから承認1号を採決します。本案は、承認することに賛成の方は、起立願います。

[起立8名]

- 議長（立川良一君） 起立多数です。したがって承認第1号は承認することに決定しました。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

日比君。

○10 番（日比玲子君） 国民健康保険の後期高齢者の限度額と介護納付費の課税額限度額が2万円ずつ引き上げられるわけですが、その他に減額として2割5割の人たちを今まで世帯を抜いていたんですけど、世帯を入れて計算するとどういふふうになるのか。実質プラスマイナスはどうなるのか。

○議長（立川良一君） 山田住民保険課長

○住民保険課長（山田潤君） 限度額に関しましては引き上げることによりまして、現税収が多少ですけど増えることとなります。軽減につきましては拡充することにより軽減対象の方が増えまして保険税自体につきましては減額になるんですけども、その財源につきましては国、県、町からの国保会計への繰入の増額がございまして、これについては実質プラスマイナスゼロとなります。

○議長（立川良一君） これで質疑を終ります。これから討論を行います。
日比君。

○10 番（日比玲子君） 今答弁をいただいてプラスマイナスゼロということですが、これはやっぱり消費税の増税が絡んでいくと思いますので反対します。

○議長（立川良一君） 戸部君

○8 番（戸部哲哉君） 今の日比さんのおっしゃることは意見としてはお聞きできますが、これは法改正による専決処分事項であります。この専決処分に対して異議を申し立てるのであれば反対討論としてお伺いすることもできますが、議会として専決事項と認めた議事でありまして、それに対して反対することは些か筋が通っていないと思います。私は賛成というよりは、今の討論に対して反対したいと思います。

○議長（立川良一君） 討論を終ります。これから承認第2号を採決します。本案は、承認することに賛成の方は、起立願います。

[起立8名]

○議長（立川良一君） 起立多数です。したがって承認第2号は承認することに決定しました。

議案第22号工事請負契約の締結について（（仮）河川平和公園整備工事）を議題とします。提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

[「質疑討論省略」の声あり]

○議長（立川良一君） 質疑討論省略の声がありますので、これから議案第22号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議あ

りませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（立川良一君） ご異議なしと認めます。したがって議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

議案第 23 号工事請負契約の締結について（町道 3 号線道路改良（第 1 工区）工事）を議題とします。提案理由の説明が終っておりますので、これから質疑を行います。

戸部君。

○8 番（戸部哲哉君） 1 点だけお聞きしたいんですが、23 号から 26 号までありますが、25 号の 205 号線改良工事が 285m で 1 億 141 万ですね。そして、比較ですが 24 号の方は 316m の改良で 8424 万。同じように距離的に換算しますと 23 号と 26 号を比較しましても、約 3 割強値段が高いわけなんですけども、当然道路幅とかガードレールのやり方によって多少は違うと理解しておりますが、3 割強も違うとはお伺いしていませんでしたので、そこらへんの説明をいただきたいと思います。

○議長（立川良一君） 窪田都市環境農政課技術調整監。

○技術調整監（窪田吉泰君） 23 号、24 号の議案の方はですね、今ある路面のところを改修していきまして、路面高を変えませんので安くなっております。25 号、26 号の方は路面高をちょっと高くしまして、今の歩道の方に合わせますので、その路面を上げるところの工事が高くなっております。

○議長（立川良一君） 戸部君。

○8 番（戸部哲哉君） 今回、一般競争入札ということでやられたわけですけども、指名であれば第 1 回目からご辞退されるところもあるかと思っておりますけども、一般競争入札で参加したいという中で 1 回目から辞退されることをどのように理解をされておられるのか。

○議長（立川良一君） 林総務課長。

○総務課長（林賢二君） 私どもの方も 1 回目で入札を辞退されたので確認させていただいておりますけども、やはり企業の考え方でありまして、当初は頑張って入札に参加されたいと申し込みがあったわけですけども、参加する中で排出する技術者が足りないとかそのようなことで今回の工事については辞退したいということです。詳しい事情については企業の方の考え方ですので分かりませんが、そのようなことを聞いておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（立川良一君） 戸部君。

○8 番（戸部哲哉君） 工事が 1 本であれば、そういう説明でもなるほど

とは思いませんが言い訳として聞けないことも無いんですけども、同じ工事が4本出ておりまして、どれが取れるとかはどこでもいいはず、そういう中で3本手を挙げながら辞退しておられる。こういうことが正当に理解できるかということをお聞きしておるわけで、私は常々思うんですけど、一般競争入札は確かに平等という部分があるかもわかりませんが、先ほど勉強会の中で、地域性を重視するという中で指名競争入札で十分と思っています、常々。40数社に声をかけて、手を挙げてくるのが地元企業だけ。結果をみても今までとだいたい同じような落札されておられる中で、事務的・時間的なことを考えると、こういう事態が起こるので普通に指名願がでとる中から優良なところを選んだ指名競争入札が適当ではないかなと思っておりませんが、どのように考えておられるのか1点お聞きしたいと思います。

○議長（立川良一君） 町長。

○町長（室戸英夫君） ご指摘をいただきました問題については、執行部側も疑念を持っているところでございます。しかし、法律に照らして一般競争入札に応募してきた業者が初回から辞退したから制裁措置がとれるかというところもそれもないわけでございます。今総務課長が申し上げたように個別に業者にどういう考えだったのかくらいを問い合わせる程度で、対応する方法が現在ないと申し上げたほうがいいと思います。ご指摘の通りに、入札する気持ちがあるのなら、私はやはり一般競争入札で最初から辞退するという方法に些か問題がかせられていると思います。ただ今日までの歴史的経過をみると、一時期指名競争入札はやめて一般競争入札にせよという意見が議会から随分、議会側の意見として一般競争入札の採用を勧められる考え方が主流でございました。今日の経過の中で、基本的に一般競争入札を優先させる方向で今日まで来たわけでございますが、ご覧の通り、指名で行っても一般で行ってもそのメンバーに変わりがない。従来ですともっと応募者があってもいいんですけども、地域の限定はしておりますけど、あまり指名いたします方法と業者数も変わらなくなりますと、時代的背景もあるのですが、矛盾点というか、疑問点がでてまいります。これからどうするかという問題は、議員がおっしゃる方向で進めますというご答弁はできませんけども、内部的に検討もさせていただいて、議員の皆様方も今日までの経過がございまして、ご相談を申し上げながら、如何な方向がよろしいかという判断をさせていただくことにしたいと思っております。

○議長（立川良一君） 井野君。

○9番（井野勝己君） 関連ですけど、僕もこの辞退しているとみていた

ところですが、前の児童館でも2回目で総辞退したと、きりりでもあった気がする。2回目の入札をかけるとなると、町として設計図の見直しをかけ変更する等、非常に手間がかかる。そのあたり業者間で話をどう持ってきているか入札に関しては分からないが、辞退というのは非常にけしからん。こういった業者に今度、庁舎等でも係ってきますけども、そのあたりをどう加味していくのか。辞退して工事費を釣り上げるという話なのか、どういう思いが建設業者にあるか分かりませんが、そのあたりを入札をこれから掛けるに際して思いを聞かせてください。

○議長（立川良一君） 副町長。

○副町長（野崎眞司君） 入札についてはですね、昨年度は特別な時期だったと思うんですね。相当な数が全国各地で工事を発注されたので、なかなか業者、人の確保、資材の確保ができないということで辞退が相次いだと思います。それまではそんなに辞退は多くなかったと思います。今回は5社6社ということで手を挙げていただいたんですが、これは外に出れば、工事によっては、あるいは時期によっては10数社とか出てくることもございますので一概に多い少ないとは言えないのかなと思います。それと、これからの庁舎を睨んで、まさにこれから設計を進めていくんですが、労務単価、資材単価は当然上がっております。もともと基本計画の中で15億を目標に進めていくとお話しましたが、それは難しいのかなと現時点では思っています。ただいずれにしても少しでも安くコストを下げる努力を設計業者、あるいは大学の先生にも協議しながら進めておるところでございます。広く、少しでもいい技術を取り入れながら、安く工事ができるよう進めてまいりたいと思っております。

○議長（立川良一君） これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 討論省略の声がありますので、これから議案第23号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） ご異議なしと認めます。したがって議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号工事請負契約の締結について（町道3号線道路改良（第2工区）工事）を議題とします。提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑討論省略の声がありますので、これから議案

第 24 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（立川良一君） ご異議なしと認めます。したがって議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

議案第 25 号工事請負契約の変更について（町道 205 号線道路改良（第 1 工区）工事）を議題とします。提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

[「質疑討論省略」の声あり]

○議長（立川良一君） 質疑討論省略の声がありますので、これから議案第 25 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（立川良一君） ご異議なしと認めます。したがって議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

議案第 26 号工事請負契約の変更について（町道 205 号線道路改良（第 2 工区）工事）を議題とします。提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

[「質疑討論省略」の声あり]

○議長（立川良一君） 質疑討論省略の声がありますので、これから議案第 26 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（立川良一君） ご異議なしと認めます。したがって議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

○議長（立川良一君） 本臨時会に付議された事件は、すべて終了しました。平成 26 年第 3 回北方町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前 11 時 01 分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成 26 年 5 月 23 日

議 長

署名議員

署名議員